

第I章では、文化遺産を日本がどのように保護し、継承してきたか、また今後どのように継承していくようにしているかについて見てきました。次に、現在の文化遺産保護の制度について見ていきます。

日本の文化遺産保護制度は、明治四（一八七二）年の古器旧物保存方の太政官布告に始まりました。その後、古社寺保存法、国宝保存法、史蹟名勝天然紀念物保存法、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律が順次制定され、昭和二十五（一九五〇）年にこれらを統合・充実して制定されたのが現在の文化財保護法です。文化財保護法は、時代の進展、社会の変化によって新たに生じた文化遺産の保存・活用の必要性に基づいてその都度改正され、今日まで我が国の文化遺産保護制度の根幹となっています。

また、文化財保護法以外にも、文化遺産保護に関しては景観やまち並み、歴史的風致の保全などまちづくり関連の法制度や観光関連の法制度、ユネスコの条約など国際的な取組も大きな役割を果たしています。

本章では、文化財保護法の仕組を中心としつつ他の法律も含め、文化遺産保護のための制度と、文化遺産保護を担当する国と地方の行政組織について概観します。各制度の詳細については、第三章以下に記すことにします。

第一節 文化財保護法

一 文化財の種類

文化財保護法では、文化財を有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の六つの種類とし、それぞれ次のように規定しています(第二条第一項)。

①有形文化財……………建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料

②無形文化財……………演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの

③民俗文化財……………衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの

④記念物……………貝塚か、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもの

⑤文化的景観……………地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの

⑥ 伝統的建造物群：周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの
また、以上の文化財と同様の種類としては定義づけされていませんが、埋蔵文化財と文化財の保存技術も法的な保護の対象とされています(図1)。

「埋蔵文化財」とは、土地に埋蔵されている文化財のことです(第九二条)。貝づか、古墳、建物の跡などの遺構で「記念物」に相当するものや、土器、石器、木簡などの遺物で出土した場合は、有形文化財や有形民俗文化財などに相当するものを指します。

「文化財の保存技術」とは、それ自体は文化財ではありませんが、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のことです(第一四七条)。

二 文化財保護の手法―指定、登録、選定等

文化財保護法では、保護の対象として定義つけた六種類の文化財と文化財の保存技術について、重要なものを指定・登録・選定などとして保護しています(図1参照)。

(一) 指定

六種類の文化財のうち、有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物に関しては、「指定」という手法で特定したうえで保護することとしています。

文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に、無形文化財のうち重要なものを重要無形文

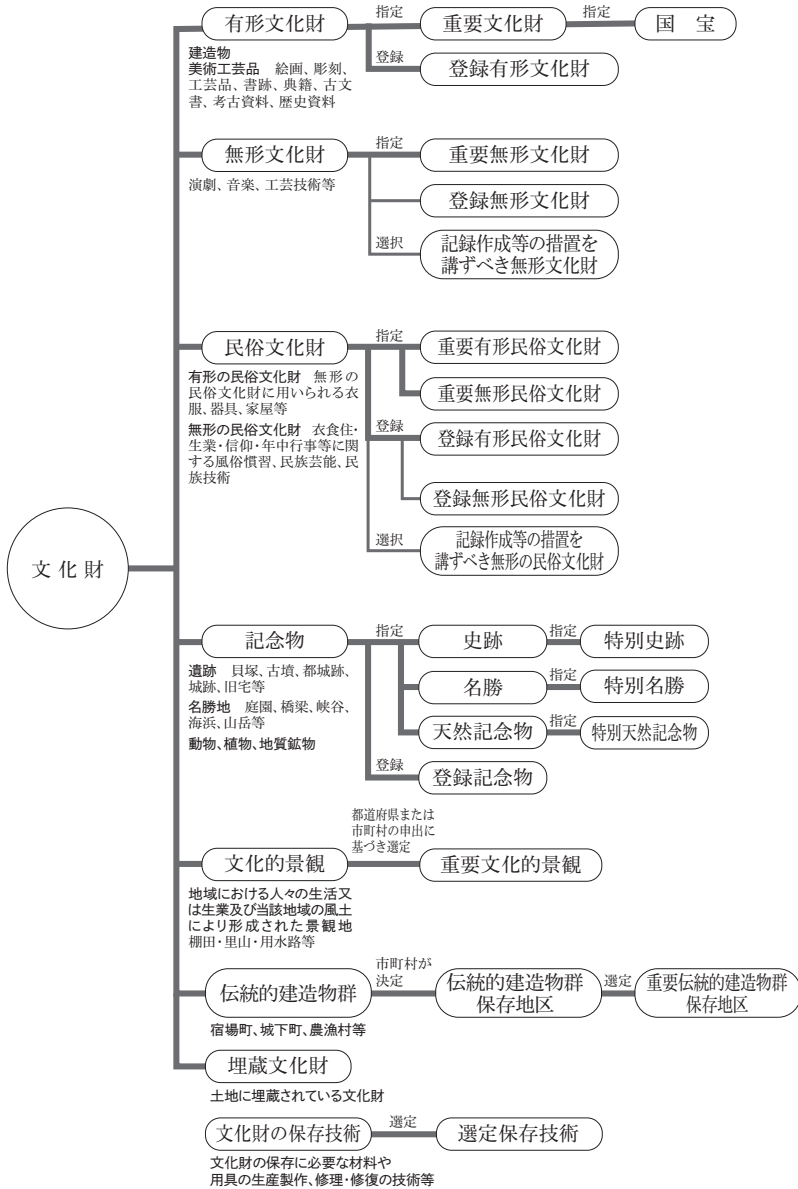


図1 文化財の体系図（文化庁資料より作成）